

鎌ヶ谷市私道舗装整備要綱事務取扱要領

(平成28年 3月24日都市建設部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌ヶ谷市私道舗装整備要綱(昭和59年鎌ヶ谷市告示第13号以下「要綱」という。)第3条の規定による工事対象私道の要件を明確にするため必要な事項を定めるものとする。

(未舗装と同等に認められる私道)

第2条 要綱第3条第6号に規定する未舗装と同等と認められる私道は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 要綱に基づき舗装整備された区間ではないこと。

(2) 既に舗装された区間がある場合

舗装の破損が進み、表層のひび割れや穴埋めの面積が舗装された区間の面積の31%以上にわたっているときは、その部分を含んだ区間を整備対象とする。

(敷地延長)

第3条 要綱第3条第7号に規定する敷地延長のうち、工事対象私道は、門や柵等で区切られず、当該申請の私道と区別ないものとする。

(補修対象私道)

第4条 工事対象私道は、要綱第3条第9号に規定する補修又は改修が必要と認められるもののうち、通り抜けができる私道であるものかつ公共公益施設に接続する私道、もしくは半径500m区域内の私道とする。

(補修の実施)

第5条 要綱第3条第9項に規定する補修の実施は、次の各号のとおりとする。

(1) 舗装の劣化などによる穴等について、緊急性があると認められる場合等は常温合材にて穴埋めを行う。

(2) 表層のひび割れや穴埋めの面積が舗装された区間の面積の31%以上にわたっているときは、その部分の打ち換えを行う。

(3) 舗装の破損が著しく、通過交通が多い場合は路盤からの改修を行う。

(工事の内容)

第6条 要綱第4条第2項に規定する補修の実施は、次の各号のとおりとする。

(1) 補修については、アスファルト舗装とし、表層厚さ4センチメートルとする。

(2) 改修については、アスファルト舗装とし、路盤厚さ15センチメートルもしくは下層路盤20センチメートル及び上層路盤15センチメートルとし、表層5センチメートルとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の鎌ヶ谷市私道舗装整備要綱事務取扱要領第2条第2号の規定は、平成14年4月1日以降に実施する私道舗装整備事業について適用し、同日前に実施した私道舗装整備事業については従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の鎌ヶ谷市私道舗装整備要綱事務取扱要領第4条及び第5条の規定は、平成28年4月1日以降に実施する私道舗装整備事業について適用し、同日前に実施した私道舗装整備事業については従前の例による。